

令和6年度 福島市社会福祉審議会

第2回 地域福祉専門分科会

日 時：令和6年7月29日（月）
午後2時～
場 所：市民会館 401号室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 協議事項

（1）福島市地域福祉計画2026の位置づけ（イメージ）について

（2）福島市地域福祉計画2026の方向性（イメージ）について

（3）市民アンケート（案）について

（4）その他

4 閉 会

福島市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会 名簿

No	団体名（推薦団体）等	役職	氏名	備考
1	福島学院大学	教 授	えんどう としみ 遠藤 寿海	
2	福島市民生児童委員会長連絡会	会 長	あべ まさお 安部 正夫	
3	福島市手をつなぐ親の会		すがの みちこ 菅野 美智子	
4	福島市町内会連合会	会 長	さとう まもる 佐藤 守	
5	福島市老人クラブ連合会	会 長	すずき やすお 鈴木 泰雄	
6	福島市地域包括支援センター連絡協議会		たかはし くみこ 高橋 久美子	
7	福島市ボランティア連絡協議会	副会長	たけだ よしこ 武田 淑子	
8	福島商工会議所		たちばな ゆりこ 立花 由里子	
9	福島市学童クラブ連絡協議会	会 長	やまだ かずえ 山田 和江	
10	学生代表（福島学院大学）		さとう まなか 佐藤 愛花	

（敬称略 任期：令和6年4月1日～令和9年3月31日）

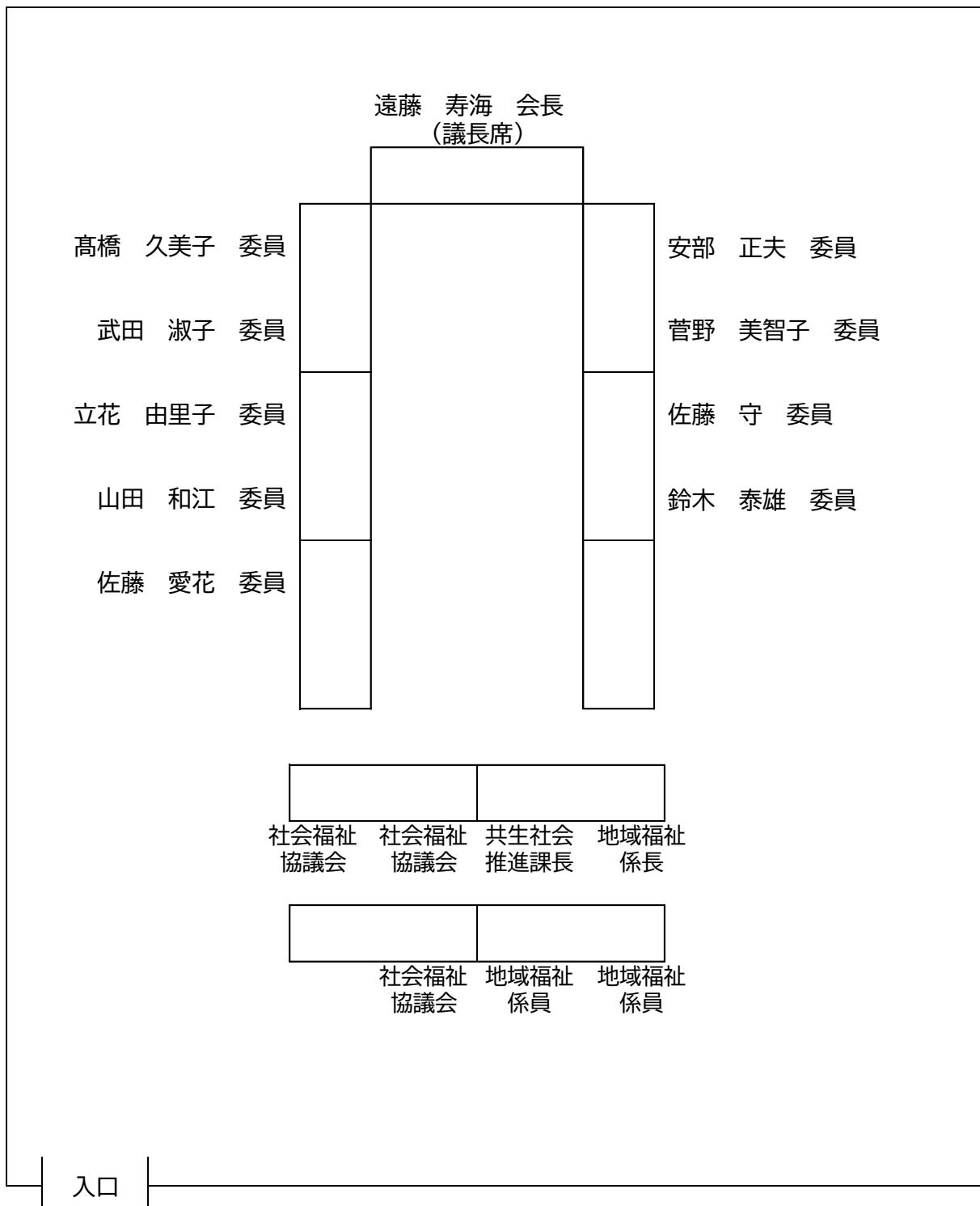
【事務局】

No	部署名	役職	氏名
1	共生社会推進課	課長	中野 貴幸
2		課長補佐兼地域福祉係長	清野 博光
3		地域福祉係 主査	菊池 孝幸
4		地域福祉係 主事	丹治 美優

令和6年度 第2回福島市地域福祉専門分科会 会場配置図

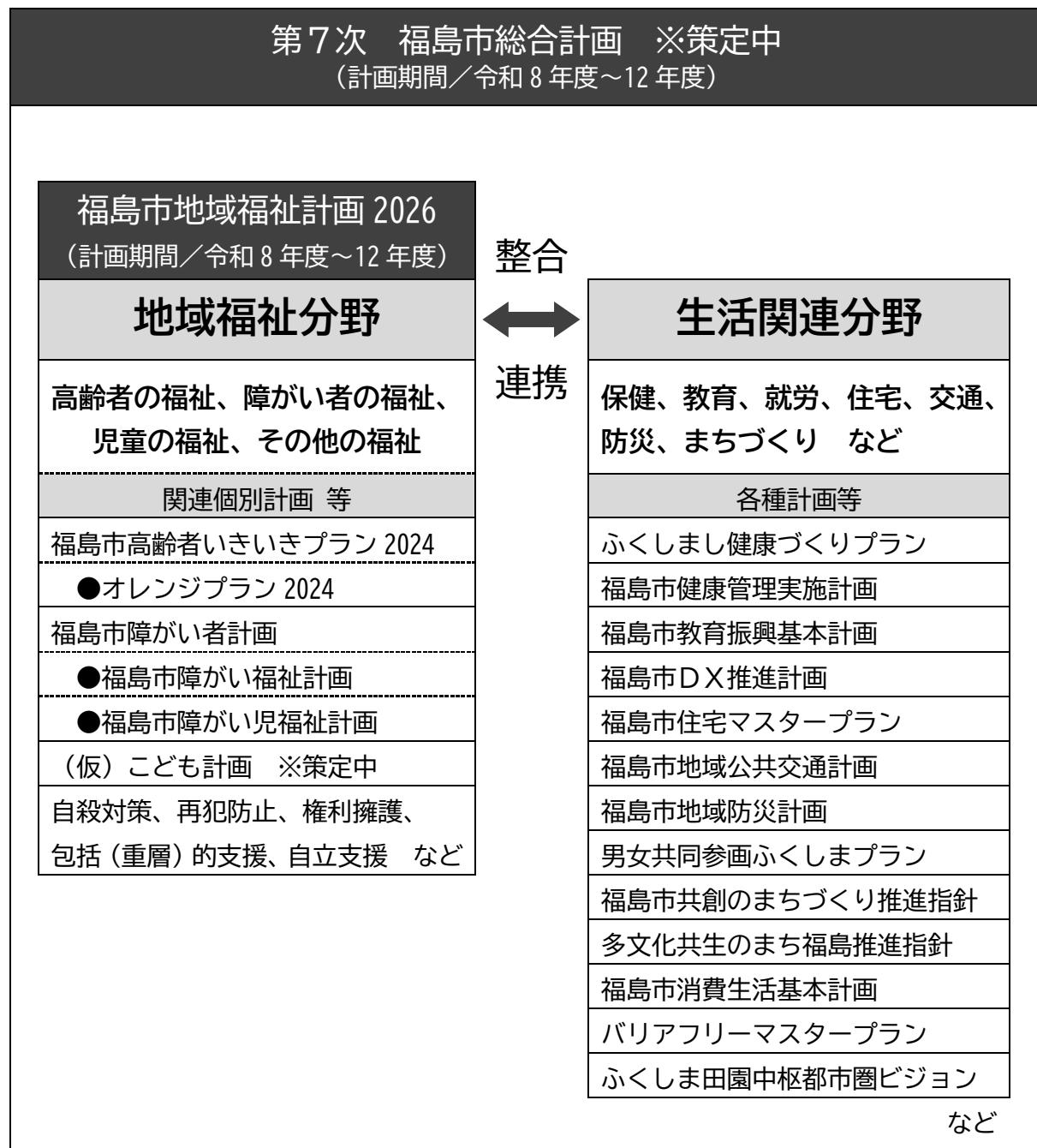
令和6年7月29日（月）

市民会館 401号室



3 協議事項

(1) 福島市地域福祉計画2026の位置づけ（イメージ）について

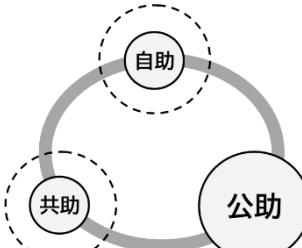
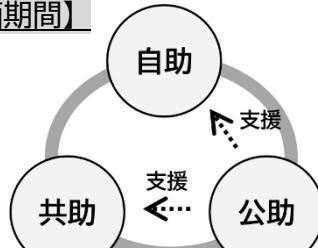


整合  連携

福島市社会福祉協議会

福島市地域福祉活動計画 2026

(2) 福島市地域福祉計画2026の方向性(イメージ)について

各分野の共通課題	
<ul style="list-style-type: none">・人口減少／超高齢化により、地域の担い手や労働供給力・生産力が減少。・単身世帯の増加など世帯の小規模化により、家族・親族内の支え合い機能が希薄化。・核家族化の進展による生活様式の変容により、地域の相互扶助機能が低下。・急速なデジタル社会の到来により、情報機器等を駆使した高度な情報収集・伝達手法が普及。・高齢の親と働いていない独身の50代の子が同居する「8050問題」や、家族の介護と育児を並行して担う「ダブルケア」、子どもが家族の世話を過度に行う「ヤングケアラー」のほか、ひきこもりや孤独・孤立、貧困など、様々な分野の問題が絡み合って複雑化。・子どもや若者の健やかな成長のための施策のほか、少子化、児童虐待、貧困対策など、幅広い子ども施策の網羅的な取り組み。・町会未加入世帯の増加や町会未組織区域の出現による、地縁や地域活動の希薄化。・生活習慣病の増加や健康づくり活動の減少による、地域共生や共創活動の減少。	
重要視点	
【現状】 	【次期計画期間】 
○共通課題からも「自助・共助」が弱まっており、「公助」が補っている状況。	●「公助」のサポートにより、「自助・共助」を強化していく。
重点的行動指針(たたき台)	
● “やさしい”情報伝達とデジタル社会への対応力強化 (1)容易な情報伝達手法の社会的確立とその環境整備の促進 (2)地域や身近な課題の把握と共有の推進 (3)スマホ活用支援とアクセシビリティの向上	
● 地域で活躍する担い手(人材)の強化 (1)地域で活躍する担い手(人材)の普及啓発活動の強化 (2)地域で活躍する担い手(人材)の養成と積極的な周知活動の実施 (3)居場所、支援・活躍の場創出事業の推進 (4)関係機関・支援者間ネットワーク機能(つなぎ)との連携強化	
● 誰にとっても安全で安心できる地域の暮らしの実現 (1)街なかのバリアフリーと「心のバリアフリー」の推進 (2)孤立・孤独対策(ヤングケアラー支援、児童・障がい者・高齢者虐待、自殺・再犯防止)の推進 (3)セーフティネット機能の強化と制度の隙間を埋める包括的支援の推進 (4)暮らしやすく・いきいきとした共生社会を実現する健康の保持・増進	
●...	
ほか	

(3) 市民アンケート（案）について

① 市民アンケートの概要

項目	概要
目的	福島市地域福祉計画2026策定に向け、地域やその地域に居住する住民の生活課題を的確に把握し、地域ごとの多様なニーズを計画に反映するため市民アンケートを実施する。
対象	市内在住者
調査数	2,500人（年齢別按分による無作為抽出）
調査期間	令和6年10月（概ね2～3週間）
設問数	20～30問（10分程度）
設問方法	紙ベース及びオンライン（QR）

② 福島市地域福祉計画2026で必要とする統計データ・調査項目等

別紙①参照

③ 福島市地域福祉計画2026 市民アンケート設問（案）

別紙②参照

(4) その他

福島市社会福祉審議会条例

(趣旨)

第一条 この条例は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。）

第七条第一項の規定に基づき設置する福島市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第二条 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 法第七条第一項に規定する社会福祉に関する事項（同法第十二条第一項に規定する児童福祉に関する事項を含む。）
- (2) 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十七条第一項各号に掲げる事項
- (3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第十七条第三項、第二十一条第二項及び第二十二条第二項に関する事項
- (4) 前三号に掲げるもののほか、社会福祉について市長が必要と認める事項

(任期等)

第三条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。
- 4 前項の臨時委員は、その者の委嘱に係る特別の事項の調査審議が終了したときは、解職されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第四条 法第十条の規定により、審議会に委員長を置くものとする。

- 2 委員長を補佐させるため、審議会に副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 3 副委員長は、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第五条 審議会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は、委員の四分の一以上が審議すべき事項を示して審議会の会議の招集を請求したときは、審議会の会議を招集しなければならない。
- 3 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 第三条第三項の規定により臨時委員を置いた場合における前二項の規定の適用については、臨時委員は、委員とみなす。

(専門分科会)

第六条 審議会に、社会福祉における専門的な事項を調査審議等するため、次に掲げる専門分科会を置く。

- (1) 民生委員審査専門分科会
 - (2) 障がい者福祉専門分科会
 - (3) 地域福祉専門分科会
 - (4) 高齢者福祉専門分科会
 - (5) 児童福祉専門分科会
- 2 市長は、前項に掲げるもののほか、必要に応じ、審議会に専門分科会を置くことができる。
 - 3 民生委員審査専門分科会に属すべき委員は、社会福祉法施行令（昭和三十三年政令第百八十五号）第二条第一項の規定に基づき委員長が指名する。
 - 4 専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。
 - 5 専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員（民生委員審査専門分科会にあっては、委員に限る。第七項において同じ。）の互選によりこれを定める。
 - 6 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。
 - 7 専門分科会長に事故があるとき、又は専門分科会長が欠けたときは、専門分科会長があらかじめ指名する委員又は臨時委員が、その職務を代理する。
 - 8 前条第一項及び第三項から第五項までの規定（民生委員審査専門分科会にあっては、第五項を除く。）は、専門分科会の会議について準用する。この場合において、同条第一項、第三項及び第四項中「審議会」とあるのは「専門分科会」と、同条第一項中「委員長」とあるのは「専門分科会長」と、同条第三項及び第四項中「委員」とあるのは「専門分科会に属する委員」と、同条第五項中「委員と」とあるのは「専門分科会に属する委員と」と読み替えるものとする。
 - 9 専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）の決議は、これをもって審議会の

決議とすることができます。ただし、重要又は異例な事項に関する決議にあっては、この限りでない。

- 10 障がいのある人もない人も共にいきいきと暮らせる福島市づくり条例（令和二年条例第十一号）第十四条第一項に規定する推進委員会の決議は、これをもって障がい者福祉専門分科会の決議とすることができます。ただし、重要又は異例な事項に関する決議にあっては、この限りでない。

（委任）

第七条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。
(福島市子ども・子育て会議条例の廃止)
- 2 福島市子ども・子育て会議条例（平成二十五年条例第三十一号）は、廃止する。
(特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例の一部改正)
- 3 特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例（昭和三十一年条例第二十三号）の一部改正（略）
(福島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)
- 4 福島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年条例第三十五号）の一部改正（略）
(福島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)
- 5 福島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年条例第三十七号）の一部改正（略）

附 則（令和二年三月三一日条例第一一号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

★地域福祉計画2026で必要とする統計データ・調査項目等 (たたき台)

【別紙①】

社会的現象	
A. 孤独・孤立	【孤】
B. ひきこもり	【ひ】
C. ヤングケアラー	【ヤ】
D. 貧困	【貧】
E. ダブルケア	【ダ】
F. 8050問題	【8】
G. 自殺死亡率の増加	【自】
H. 虐待や権利侵害	【虐】
I. 生活習慣病の増加等による健康不安	【健】
J. 担い手や労働力の不足	【担】
K. コロナ後の社会変容 (急速なデジタル社会到来、社会の強靭性確保必要性)	【コ】
L.	
M.	
N.	
●社会的要請 (包摂・共生社会の推進)	【社】



本市での課題・ニーズ		データ・客観的情報	資料	資料No.
1	家族の支え合い機能が低下している 【孤・ひ・ヤ・貧・ダ・8・自・虐・社】	⇒ 1 単身世帯の増加 (世帯の小規模化) 2 単身高齢者の増加 3 育児有業者の増加 4 虐待・権利侵害 (権利擁護) の増加 5 人口構造の変化 (少子・高齢化) 6 孤独感の有無 (孤独感・居場所・支援者の有無)	・市統計データ ・市高齢者計画アンケート調査結果 ・市統計データ (健康づくりプラン) ・市統計データ/厚生労働省等調査結果 ・市統計データ	① ② ③ ④ ⑤
2	生活 人間関係・地域のつながりの希薄化 【孤・ひ・貧・健・自・虐・コ・社】	⇒ 7 孤独感の増加 (コロナ・デジタル化前後) 8 町内会加入率の低下 9 地域付き合いの形式化 10 空き家数・空き家率の推移	・アンケート調査 (意識調査) ★ ・内閣府等調査結果	一 ⑥
3	家族介護等負担感の増大 【孤・ひ・ヤ・貧・ダ・8・自・虐】	⇒ 11 (再) 孤独感の有無 12 介護有業者の減少 13 (再) 育児有業者の増加	・アンケート調査 (意識調査) ★ ・市統計データ (健康づくりプラン) ・市統計データ (健康づくりプラン)	一 ⑨ ⑩
4	生活困窮者の増加 【孤・ひ・ヤ・貧・ダ・8・自・虐・社】	⇒ 14 生活保護被保護者数の推移 15 生活困窮者自立支援事業の相談件数	・市統計データ (生活福祉課)	⑪
5	自殺死亡率の増加 【自・社】	⇒ 16 自殺死亡率の増加	・市統計データ (自殺対策計画)	⑫
6	虐待や権利侵害の増加 【自・虐・社】	⇒ 17 虐待件数・成年後見制度利用件数	・市統計データ (長寿・障がい・ご家庭課)	⑬
7	支援 福祉に携わる人材の不足 【孤・ひ・ヤ・貧・ダ・8・自・虐・健・担・コ・社】	⇒ 18 民生委員、保護司等ボランティア人材の推移 19 介護人材の推移	・市統計データ (地域福祉係) ・県統計データ (県介護人材確保計画)	⑭ ⑮
8	包括的支援・重層支援体制の拡充 【孤・ひ・ヤ・貧・ダ・8・自・虐・社】	⇒ 20 包括支援センターの対応件数 21 支援会議における支援対象の増加	・市統計データ (地域共生係)	⑯
9	健康 健康不安・健康づくり活動の停滞 【孤・ひ・ヤ・貧・ダ・8・自・健・コ】	⇒ 22 今後の社会において重視する事項 23 要介護認定者数の推移、医療介護費の増大	・総務省調査結果 (情報通信白書) ・アンケート調査 (意識調査) ★	一 ⑰
10	気候変動による熱中症リスク増大 【健】	⇒ 24 健康づくり活動の減少 25 国保特定健診結果 26 お達者度	・市統計データ (介護保険計画ほか)	⑱
		⇒ 27 熱中症搬送件数推移	・消防庁統計データ	⑲
11	情報 高齢者のデジタル格差 【孤・デ・社】	⇒ 28 少子高齢化、生産年齢人口減少、労働力不足 (生産性) 29 年齢別スマホ・タブレット利用状況	・総務省調査結果 (情報通信白書) ・市統計データ	⑳ ㉑
12	情報バリアフリー環境整備の必要性増加 (デジタルリテラシーの底上げ) 【孤・ひ・ヤ・貧・ダ・8・自・虐・健・コ・社】	⇒ 30 高齢者年代別ICT活用の不安感 ⇒ 31 スマホ・タブレットを利用していない理由 ⇒ 32 世代別伝わりやすい情報伝達手法	・総務省調査結果 (情報通信白書) ・アンケート調査 (意識調査) ★ ・市統計データ (デジタルサポートデスク、ワクチン予約支援利用状況)	㉒ ㉓ ㉔
13	包摂 ●再犯防止の推進 【社】	⇒ 33 再犯率	・矯正局統計データ ・アンケート調査 (意識調査) ★	㉕ ㉖
14	摸 ●圏域での地域医療の確保 【社】	⇒ 34 医師・看護師数等の推移、診療科別開設数推移	・市統計データ/圏域統計データ	㉗
15	共生 ●外国人との多文化共生社会の実現 【社】	⇒ 35 在住外国人数・外国人労働者数の推移	・市統計データ	㉘
16	●募金・献血、フードドライブ、夜間中学、パートナーシップ等 【社】	⇒ 36 各共生活動状況・実績	・市資料	㉙

No	設問
調査項目① あなた自身について（基本属性）	
1	あなたの年齢はいくつですか。
2	あなたの性別を教えてください。
3	あなたのお住まいの地区を教えてください。
4	あなたのお仕事を教えてください。
5	あなたの家族構成を教えてください。
6	あなたのお住まいの居住形態を教えてください。
調査項目② 人とのつながりについて	
7 1	ご近所付き合いは、どの程度していますか。
7 2	ご近所付き合いをしていない理由は何ですか。
8 1	日常生活で悩みや不安はありますか。
8 2	日常生活の悩みや不安について、誰に相談しますか。【不安ありの方】
8 3	相談しない理由はなんですか。【相談しない方】
9 1	地域の催しや行事、活動などに参加していますか。
9 2	地域のどのような催しや行事、活動などに参加していますか。【参加している方】
調査項目③ 支え合い・助け合いについて	
10 1	地域での「支え合い・助け合い（ボランティア活動等）」に参加したことはありますか。
10 2	どのような活動に参加していますか。【参加したことがある】
10 3	活動に参加したきっかけは何ですか。【参加したことがある】
10 4	活動に参加したいと思いますか。【参加したことがない】
11	地域の人に支えられた（助けられた）と感じたことはありますか。
12	困りごとがあった場合、手助けしてほしいですか。
13	困っている人に、手助けなどの行動はとれますか。
調査項目④ 情報収集の方法について	
14	福祉サービスなどに関する情報をどこで入手していますか。
15 1	デジタルコンテンツ（インターネットやSNS等）を使用していますか。
15 2	使用しない理由はなぜですか。【使用しない方】
16	あなたに適した情報の届け方は何ですか。
調査項目⑤ 再犯防止について	
	※罪を犯した者も地域社会の一員であることへの理解、など
調査項目⑥ 孤独・孤立について	
	※孤独感、居場所・支援者の有無、コロナやデジタル社会の到来による影響の有無、など
調査項目⑦ その他	
17	今後の地域社会において、あなたが最も重視する事項は何ですか。
18	本市が行う福祉サービスに満足していますか。
19	地域福祉に関することで、ご意見、ご要望などがありましたらご記入ください。（自由記載）